

Ｌ　ア　ラ　ー　ト

サ　ー　ビ　ス　利　用　規　約

２０２６年５月１８日

第 1.0 版



総務省

目次

第1章	総則	2
第2章	契約の締結等	6
第3章	サービス	9
第4章	設備	11
第5章	利用料金	13
第6章	サービス利用者等の責務及び権利等	13
第7章	秘密情報等の取り扱い	21
第8章	損害賠償等	22
別紙1	「Lアラート サービス項目」	
別紙2	「Lアラートサービスにおける秘密情報」	
別紙3	「Lアラートサービス利用資格審査基準」	
別紙4	「Lアラート サービス提供ツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務」	

第1章 総則

(サービス規約の適用)

第1条 総務省は、Lアラートサービス利用規約（以下「サービス規約」という。）に基づき、災害情報共有システム（Lアラート。以下「Lアラート」という。）によるLアラートサービス（以下「本サービス」という。）を提供する。

2 サービス規約は、「Lアラート基本要綱」（以下「基本要綱」という。）を基本原則として本サービスを利用するに当たっての規約を定めるものとする。ただし、サービス規約の解釈及び運用において必要な細部の事項は次の各号に掲げる細則（以下「細則」という。）において別に定めるものとする。

- (1) Lアラート サービス利用者アカウントの発行と管理に関する細則
- (2) Lアラート ソフトウェアの利用に関する細則
- (3) Lアラート 情報発信及び受信に関する細則
- (4) Lアラート 情報種別の追加及び改廃に関する細則
- (5) Lアラート システムの機能追加及び改廃に関する細則
- (6) Lアラート 連携システムの接続等に関する細則
- (7) Lアラート 本番利用開始手順に関する細則
- (8) Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則
- (9) 「Lアラート」商標及びロゴの利用に関する細則
- (10) Lアラートサービス利用資格審査に関する細則（一般情報伝達者編）

(用語の定義)

第2条 サービス規約及び細則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等公共情報 災害情報を中心とした公共性の高い情報をいう。
- (2) Lアラート 災害等公共情報を有する者と当該情報を広く地域住民（地域の居住者、滞在者その他これらに準ずる者。以下「地域住民」という。）に伝達する手段を有する者が共用することにより、両者の間での効率的な情報共有及び災害対応機関への情報提供を実現する情報システムをいう。
- (3) Lアラートサービス 総務省がLアラートにより提供するサービスの総称をいい、情報の受発信に関するサービス及びその他の付加サービスの2種に分類し、また、情報の受発信に関するサービスは更に基本サービスと付加サービスの2種類に分類する。
- (4) 基本サービス Lアラートが提供する情報の受発信に関するサービスのうち、基本的な情報に係るものをいう。なお、当該情報の詳細は、前条第2項第8号に掲げる細則中表1「情報種別」に定めるものとする。

- (5) 付加サービス サービス利用者(第11号に定めるサービス利用者をいう。)の利便性を高める情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供する情報に係るサービスをいう。なお、当該情報の詳細は、前条第2項第8号に掲げる細則中表1「情報種別」に定めるものとする。ただし、本サービスを利用するには、地域住民への避難情報の伝達に寄与していることを条件とし、特別の定めのない限り、本サービスのみの利用はできない。
- (6) 情報発信者 災害等公共情報を保有し、Lアラートに向けてその情報を発信する者をいう。情報発信者には、地方公共団体、ライフライン事業者(電気、水道、ガス、通信、公共交通機関)等が該当する。
- (7) 情報仲介者 自ら情報の発信は行わず、情報発信者からの災害等公共情報を集約し、総務省が指定する仕様に基づいてその情報をLアラートに向けて仲介する者をいう。情報仲介者には、国の行政機関が該当する。
- (8) 情報伝達者 Lアラートから受信した災害等公共情報を広く地域住民に向けて伝達・提供することを目的とした行為(以下「情報伝達」という。)を行う者をいう。なお、情報伝達者は、次号及び第10号に定める特定情報伝達者及び一般情報伝達者に区分する。
- (9) 特定情報伝達者 情報伝達者のうち、災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達を行う放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関をいう。
- (10) 一般情報伝達者 特定情報伝達者以外の情報伝達者をいい、ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者その他のインターネット付随サービスを提供する事業者等が該当する。
- (11) サービス利用者 本サービスを利用する情報発信者及び情報伝達者を総称していう。
- (12) 公共利用者 サービス利用者及び情報仲介者以外の者で、次のいずれかに該当し、Lアラートからの情報を利用することを総務省から認められたもの
- ① 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号に規定する指定行政機関
 - ② 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関
 - ③ ①、②のほか、Lアラートからの情報を利用することが必要であると総務省が認める者
- (13) 協力事業者 他のサービス利用者、情報仲介者又は公共利用者の利便性の向上に資する機能を提供することにより、本サービスの普及、向上及び発展に協力することを申し出た者であって、総務省から認められた者をいう。
- (14) 特定協力事業者 協力事業者のうち、情報伝達者からの委託を受けて、Lアラートから受信した災害等公共情報を集約し、又は編集する等して一定の付加価値を加え、当該情報伝達者に提供する放送事業者等をいう。

- (15) 一般協力事業者 協力事業者のうち、利用者設備を開発、販売又は提供しようとする者であって、特定協力事業者以外のシステム関連事業者、クラウドサービス事業者等をいう。
- (16) 情報活用者 次のいずれかに該当し、かつ、当該情報をサービス利用者、情報仲介者、公共利用者及び情報活用者のいずれにも当たらない第三者に提供することを同省から認められたものをいう。
- ① 既にサービス利用者等としてＬアラートへの利用登録がある者のうち、情報活用者となることを希望する申請を総務省に行ったもの
- ② 防災・減災に寄与するよう、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を地方公共団体、ライフライン事業者等の公的分野に属する団体に提供することを専らの目的とする者
- (17) サービス利用者等 サービス利用者、情報仲介者、公共利用者、協力事業者及び情報活用者を総称していう。
- (18) 購読者 サービス利用者等の種類によらず、情報発信者の発信する情報を受信する者を総称していう。
- (19) 本番環境 Ｌアラートの本番システムで、総務省が設置し、及び運用するものであり、全国センター及びバックアップセンターから構成されるものをいう。
- (20) 試験環境 Ｌアラートの試験システムで、試験用のものとして総務省が設置し、及び運用するものをいう。
- (21) 利用規約等 サービス規約及び細則を総称していう。
- (22) 利用契約 利用規約等に基づき総務省とサービス利用者等との間に締結される、本サービスに関する利用契約をいう。
- (23) 利用契約等 利用契約及び利用規約等を総称していう。
- (24) 利用者設備 本サービスの提供を受けるためサービス利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいう。
- (25) 本サービス用設備 本サービスを提供するに当たり、総務省が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいう。
- (26) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために総務省が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいう。
- (27) コモンズツール 総務省がサービス利用者等に対して提供する情報発信用のソフトウェアをいう。
- (28) Ｌアラートツール 総務省がサービス利用者等に対して提供する情報受信用のＷｅｂ版ソフトウェアをいう。
- (29) サービス提供ツール コモンズツールとＬアラートツールを総称していう。なお、詳細は、前条第２項第２号に掲げる細則において定めるものとする。
- (30) 緊急速報メール 株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社（沖縄セルラー電話

株式会社を含む。)、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社がそれぞれ「緊急速報「エリアメール」サービス利用規約」、「緊急速報メール「災害・避難情報」提供サービス契約約款」及び「緊急速報メール サービス利用規約」に基づいて提供するサービスを総称している。

(サービス規約及び細則の変更)

第3条 総務省は、自らの判断により利用規約等を随時変更することができるものとする。

この場合において、サービス利用者等の利用条件その他利用契約の内容は、変更の際の附則に特段の定めがない限り、変更後の利用規約等を適用するものとする。

2 サービス利用者等は、Lアラートサービスの運営主体が変更される場合、Lアラートサービスの運営主体の変更、利用契約に基づく権利及び義務の移転並びにサービス利用者等に関する情報を移転することについてあらかじめ同意するものとする。

3 利用規約等の変更は、公平性及び公正性を十分に配慮して行うものとする。

4 総務省は、利用規約等の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の利用規約等の内容をサービス利用者等に通知するものとする。ただし、急を要する変更に際しては、同省は必要に応じて予告期間を短縮することができるものとする。

5 変更後の利用規約等の効力は、前項の予告期間を経過した日(変更後の利用規約等において施行期日が定められている場合は、当該期日)から生じるものとし、当該効力が生じた日以降にサービス利用者等が本サービスを利用したときは、当該参加者は、当該変更承諾したものみなす。

(権利義務譲渡等の禁止)

第4条 サービス利用者等は、あらかじめ総務省の書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)による承諾がない限り、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(合意管轄)

第5条 利用契約等に起因又は関連する紛争が生じ、サービス利用者等と総務省の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(言語)

第7条 利用契約等は、日本語を正文とする。

2 利用契約等の外国語訳が作成される場合であっても、日本語の正文のみが当事者間の

契約としての効力を有し、当該外国語訳はいかなる効力も有しない。

(協議等)

第8条 利用契約等に定められた事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、当該疑義に係る当事者が誠意を持って協議の上調整するものとする。なお、当該調整の結果利用契約等のいずれかの部分が無効となる場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 サービス利用者等は、総務省に対し、本サービスの利用の開始時及び本サービスを利用する間において、次の各号に掲げる事実が全て真実かつ正確であることを表明し、これを保証しなければならない。

- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと。
- (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していないこと。
- (5) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (6) その他、自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第10条 本サービスの利用を申し込む者（情報仲介者、公共利用者、協力事業者及び情報活用者としての利用を希望する者を含む。以下「利用申込者」という。）は総務省と所定の手続きによる利用契約を締結するものとする。

- 2 利用契約は、利用申込者が、総務省所定の利用申込書を同省に提出し、同省がこれに対し第13条に定める利用資格審査を行った上、承諾の通知を発信したときに成立するものとする。なお、利用申込者は利用規約等の内容を承諾の上、その代表者の名において申込みを行うものとし、当該申込みを行った時点で、当該利用申込者が利用規約等の内容を承諾しているものとみなす。
- 3 利用契約の変更は、前2項の規定により既に総務省と利用契約を締結している者が同

省所定の利用変更申込書を同省に提出し、同省がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとする。

- 4 本サービスの利用申込みとそれに対する承諾により利用契約が締結された場合、総務省は速やかに本サービスの利用開始に当たって必要な手続きをとるものとする。

(利用責任者及び技術担当者)

第 11 条 利用申込者は前条の規定による利用の申込みを行うに当たり、本サービスの利用に関する利用責任者及び技術担当者をあらかじめ定めた上、総務省所定の利用申込書に記載して同省へ通知しなければならない。

- 2 本サービスの利用に関する連絡、確認等については、原則として技術的な内容については技術担当者を通じ、それ以外の内容については利用責任者を通じて行うものとする。
- 3 サービス利用者等は、利用申込書に記載した利用責任者又は技術担当者を変更する必要がある場合、速やかに総務省所定の方法でその変更を行うものとする。なお、サービス利用者等が当該変更を怠ったことにより生じた不利益について、同省はいかなる責任も負わないものとする。

(サービス利用者等の公開)

第 12 条 総務省は、Ｌアラートの普及促進等を目的として、本サービスの利用契約を締結したサービス利用者等の名称及び利用状況を一般に公開することができる。

(本サービスの利用資格審査)

- 第 13 条 総務省は、利用申込者が選択したサービス利用者等の種別（情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、公共利用者、協力事業者又は情報活用者のいずれか）に従い、その所定の利用申込書の別紙 3「Ｌアラートサービス利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、公共利用者、協力事業者及び情報活用者については対面審査（Ｗｅｂアプリ等を用いたオンラインによる審査を含む。以下同じ。）を、一般情報伝達者については第 1 条第 2 項第 10 号に掲げる細則に基づく資格審査及び対面審査を実施するものとする。
- 2 第 3 条第 2 項に係る運営主体の変更時に、前項に基づく利用資格審査が完了していないサービス利用申込者（以下「当該サービス利用申込者」という。）が存在する場合、変更後の運営主体は、前項に基づく当該サービス利用申込者の利用資格審査結果を引き継ぐとともに、当該サービス利用申込者は、その審査に係る情報を変更後の運営主体が引き継ぐことを同意するものとする。
- 3 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の審査を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込み、利用資格審査及び利用契約の締結を要するものとする。なお、総務省が特に認める場合を除き、同一の利用申込者が公共利用者と公共利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはで

きない。

- 4 本サービスの利用資格審査の標準処理期限は、総務省が利用申込書を受領した日から1か月又は20開庁日のうち遅く到来した日とする。
- 5 利用申込者が資格審査基準を満たさない場合、総務省は利用契約の締結を行わない。

(利用変更申込書の提出)

- 第14条 サービス利用者等は、その名称、商号、所在地、住所、連絡先又はその他利用申込書の当該者に関わる事項に変更があるときは、総務省が定める方法により変更実施日の30日前までに同省所定の利用変更申込書を提出しなければならない。
- 2 総務省は、サービス利用者等が前項の利用変更申込書の提出を怠ったことにより、同省からの通知の不到達その他の事由による損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

(一時的な中断及び提供停止)

- 第15条 総務省は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用者等への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。
- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 総務省は、本サービス用設備等の定期点検を行う等必要があるときは、サービス利用者等に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止できるものとする。
 - 3 総務省は、サービス利用者等が利用契約等に違反した場合には、当該サービス利用者等への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
 - 4 総務省は、前3項の規定により本サービスを提供できなかったことに起因してサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

(サービス及び利用契約の有効期間)

- 第16条 総務省は、本サービスの提供を令和8年12月1日から開始し、情報発信者である地方公共団体、特定情報伝達者、特定情報伝達者である特定協力事業者又は情報仲介者と同省との間の利用契約については終了の期日を定めない。
- 2 情報発信者（地方公共団体を除く。）と総務省との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとする。

- 3 一般情報伝達者、特定協力事業者（特定情報伝達者である場合を除く。）、一般協力事業者、公共利用者及び情報活用者と総務省との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、総務省が本サービスを終了する場合、相当の猶予期間を置いた本サービスの終了期日を決定し、サービス利用者等に速やかに通知するものとする。
- 5 前項の規定に基づく本サービスの終了に起因又は関連して生じた損害について、総務省は、サービス利用者等に対し、一切の責任を負わないものとする。

（サービス利用者等からの利用契約の解約）

- 第17条 サービス利用者等は、解約希望日の30日前までに総務省所定の解約希望申込書を提出することにより、当該解約希望日における利用契約の解約を申し込むことができる。
- 2 総務省は、前項の解約希望申込書の到着後、第19条に規定する利用契約の終了に伴う手続きがすべて履行されたことを確認した上で、解約申込者に対し、利用契約の解約を承諾した旨の通知を行う。当該通知の発信をもって、当該利用契約は、前項の解約希望日に解約される。
 - 3 解約希望申込書に解約希望日の記載がない場合又は解約希望申込書が総務省に到着した日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望申請書の到着日から30日後を当該解約申込者の解約希望日とみなす。

（総務省からの利用契約の解約）

- 第18条 総務省は、その判断により、サービス利用者等へ事前に通知の上、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。ただし、同省は、当該解約に当たって、当該サービス利用者等の本サービスの利用の状況に配慮するものとする。
- 2 総務省は、サービス利用者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該サービス利用者等への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
 - （1） サービス利用者等の業容又は業務実施状況の変更等により、当該サービス利用者等が資格基準を満たさなくなった場合
 - （2） 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽の記入又は記入漏れがあった場合
 - （3） 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - （4） 利用契約等に違反し総務省が当該違反の是正を催告した後にも合理的な期間内に是正されない場合
 - （5） 解散、減資又は営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - （6） 前各号に定める場合のほか、利用契約等を履行することが困難となる事由が生じ

た場合

(利用契約の終了に伴う手続)

第 19 条 サービス利用者等は、事由の如何を問わず、利用契約が終了するときは、総務省の指示に従い、速やかに第 51 条に定める秘密情報及び同省から提供された文書、電磁的記録媒体、電子データその他の有形無形の一切の情報（一般に公開しているものを除く。）を同省に返還し、又は廃棄しなければならない。

第 3 章 サービス

(サービスの名称)

第 20 条 本サービスの名称は、「Lアラートサービス」とする。

2 「Lアラート」は、総務省の登録商標（登録第 5802710 号）であり、サービス利用者等が「Lアラート」の名称を使用するには、細則に定める場合のほか、以下に示す方法によって総務省の商標権を明示しなければならない。

例)「Lアラート®」は、総務省の登録商標です。(登録第 5802710 号)

(本サービスの内容)

第 21 条 総務省が提供する本サービスの内容は、別紙 1「Lアラート サービス項目」に定める。

- 2 サービス利用者等は、次に掲げる事項を了承の上、本サービスを利用するものとする。
- (1) 本サービスに総務省に起因しない不具合が生じる場合があること。
 - (2) 本サービスの不具合については、総務省は一切その責を免れること。
 - (3) 本サービスで送受される情報の伝達内容の正確性及び妥当性について、総務省は関知しないこと。
 - (4) 利用者設備の本サービス用設備への接続に関する可用性、適合性等について、総務省は保証するものでないこと。
 - (5) 協力事業者の提供する設備及びサービスの可用性、適合性等について、総務省は保証するものではないこと。
- 3 サービス利用者等は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾するものとする。
- 4 本サービスへの接続及び総務省が提供する設備については、第 1 条第 2 項第 6 号に掲げる細則に定める。

(本サービスの追加・変更・廃止)

第 22 条 本サービスにおいて、総務省は必要に応じてサービス種別及び機能を追加、変更

又は廃止することができるものとする。

- 2 サービス利用者等（公共利用者、協力事業者及び情報活用者を除く。）は、自らの知見に基づき、サービス種別及び機能に追加、変更又は廃止すべき事項があると判断した場合は、総務省に対して当該追加、変更又は廃止すべき旨を意見することができる。
- 3 第1項に規定する追加、変更又は廃止に起因又は関連して生じた損害について、総務省は、サービス利用者等に対し、一切の責任を負わないものとする。

（本サービスの提供区域）

第23条 本サービスは、日本国内での利用を対象として提供する。

（本サービスの運営方針）

- 第24条 総務省は、本サービスの運営に当たり公平性及び公正性を保つように努めるものとする。
- 2 総務省は、継続的かつ安定的に本サービスを提供するように努めるものとする。

（本サービスの運用の改善）

- 第25条 総務省は、継続的に、サービス利用者等のほか防災又は減災に関する有識者の意見を参酌して、Ｌアラート及び本サービスの運用に係る改善の検討に努めるものとする。
- 2 総務省は、前項の検討を進めるため、サービス利用者等に対し、本サービスの利用状況の調査等を実施するために必要な協力を要請することができる。
 - 3 サービス利用者等は、前項の要請を受けた場合、その業務に支障がない範囲において、これに協力しなければならない。

（運営に関する業務の委託）

- 第26条 総務省は、サービス利用者等に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部をその裁量により第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下この条及び第48条において同じ。）することができる。この場合において、同省は、当該委託先に対し、第51条及び第52条に定めるもののほか当該委託業務の遂行について、利用契約等に基づき同省が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 2 総務省は、当該委託先に対し、委託した業務の一部を別の第三者に再委託することを許諾することができる。この場合において、同省は、再委託する業務の遂行について、利用契約等に基づき同省が負う義務と同等の義務を当該再委託先に遵守させる義務を、当該委託先に課さなければならない。
 - 3 前項の規定は、同項に定める再委託後の委託についても準用する。

第4章 設備

(本番環境)

第 27 条 総務省は、本サービスの提供設備として本番環境を適切な場所に設置し、これを運用する。

(試験環境)

第 28 条 総務省は、本サービスの試験用設備として試験環境を設置し、これを運用する。

- 2 サービス利用者等で試験環境の利用を希望するものは、利用開始希望日の 14 日前までに総務省が定める方法により同省に利用の申込みを行うものとする。この場合において、同省がこれを認めるときは、当該者に対し承諾の通知を発信する。
- 3 総務省は、試験環境を利用する者への事前の通知又は承諾を要することなく、試験環境の全部又は一部の提供を停止することができるものとする。ただし、同省は、当該停止に当たって、試験環境を利用する者の利用の状況に配慮するものとする。
- 4 総務省は、前項の規定による試験環境の提供の停止によりサービス利用者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

(利用者設備)

第 29 条 サービス利用者等が利用者設備を設置する場合、当該利用者設備の本サービス用設備への接続は総務省が定める条件を満たすものでなければならない。

- 2 サービス利用者等が設置する利用者設備が前項の条件を満たさない場合、当該サービス利用者等は、当該利用者設備による本サービスの提供を受けることができない。
- 3 本サービスと接続するために利用者設備を新規に設置する者又は既に接続している設備の改修等を行う者は、事前に総務省所定の Lアラート連携システム接続申請書を提出しなければならない。なお、本項に該当する者が情報発信者である場合、当該設備（既に接続済みで改修等をした設備も含む。）の接続前に同省所定の検査に合格しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総務省は、必要と認めた場合、その他のサービス利用者等に対しても検査の合格を求めることができる。
- 5 利用者設備の開発、改修等に関する費用、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用及び接続に要する通信費用はサービス利用者等が負担するものとし、これらに付随してサービス利用者等の都合により総務省に費用が発生した場合、同省は、必要に応じ当該費用を当該サービス利用者等に請求することができる。

(本サービス用設備等の障害等)

第 30 条 総務省は、本サービス用設備等について障害があることを知り、かつ、サービス

上の影響が発生することを認識した場合、遅滞なくサービス利用者等にその旨を通知するものとする。

- 2 総務省は、同省の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧する。
- 3 総務省は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する同省が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとする。
- 4 前3項に掲げる場合のほか、本サービスに不具合が発生したことを覚知したときは、サービス利用者等及び総務省はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者の協議により各自の行うべき対応及び措置を決定した上でそれを実施するものとする。
- 5 総務省は、サービス利用者等の責により生じた本サービス用設備等の修理又は復旧に要した費用の全部又は一部について、当該サービス利用者等にその負担を求めることができるものとする。

(本サービス用設備における責任分界)

第31条 本サービス用設備における責任分界については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本番環境及び試験環境のソフトウェア 本番環境及び試験環境で動作するソフトウェアの管理責任は、総務省にあるものとする。
- (2) 本番環境及び試験環境のハードウェア 本番環境及び試験環境のハードウェアの管理責任は、総務省にあるものとする。
- (3) サービス提供ツール サービス提供ツールのソフトウェアの管理責任は、総務省にあるものとする。ただし、サービス提供ツールの利用者は、これを自己の責任において使用するものとし、利用方法及び動作させるPC環境に起因する問題については利用者自らが解決するものとする。なお、サービス提供ツールの利用者が、その故障の事実及び解析に必要となる情報を書面にて同省に報告を行った場合、同省は原因究明のための調査を行い、改善に努めるものとする。
- (4) 総務省が設置する通信回線 総務省が設置する本番環境へのアクセス用回線(VPN等)及びその収容設備については、同省に管理責任があるものとする。ただし、当該アクセス用回線への接続のためにサービス利用者等が独自に設置した機器等についてはサービス利用者等に管理責任があるものとする。
- (5) その他の通信回線 サービス利用者等の固有システムとの接続用回線、地方公共団体独自ネットワーク及びそれらの収容設備等は、当該サービス利用者等に管理責任があるものとし、また、サービス利用者等が本番環境へのアクセスを目的として独自に設置した通信回線は、その全範囲について、当該サービス利用者等に管理責任があるものとする。

第5章 利用料金

(本サービスの利用料金)

第32条 本サービスの利用は、原則として無料とする。

第6章 サービス利用者等の責務及び権利等

(サービス利用の開始)

第33条 情報発信者は、本サービスの利用の開始に先立ち、総務省の指示に従い発信予定の全情報種別について同省が指定する適合検査に合格しなければならない。

2 システム連携（Ｌアラートのシステムとサービス利用者等の側のシステムを通信回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うことをいう。）を行う情報仲介者、情報伝達者、公共利用者、協力事業者及び情報活用にあっては、本サービスの利用の開始に先立ち、試験環境において十分に試験を実施しなければならない。

3 本番情報（実業務を開始した情報発信者がＬアラートに向けて発信した災害等公共情報をいう。）の発信に先立ち、情報発信者は、所定の書式により総務省に通知しなければならない。

4 情報発信者は、本サービスの利用の開始後も定期的に発信訓練を実施するものとする。

(情報発信者の責務)

第34条 情報発信者は、基本要綱第4条第1号及び同条第2号の原則に十分留意し、本サービスにおいて情報を発信するに当たっては情報の内容の正確性を担保する責任を負うとともに、可及的速やかに情報を発信するよう努めるものとする。

2 情報発信者は情報を発信するに当たって、全ての購読者に対して公平性、中立性を保つものとする。

3 情報発信者は、本サービスの利用に関し、総務省からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務を有する。

4 情報発信者は、本サービスが機能しない状況にあっては、多様な代替手段により災害等公共情報の発信を行うものとし、日頃から訓練をするものとする。

5 情報発信者は、誤った情報を発信した場合、速やかにその状況に応じて訂正情報又は取消情報を発信し、情報の修正を行うものとする。

6 情報発信者は、その利用者設備の運営に重大な支障等が生じた結果、情報の発信が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、総務省からの求めがあったか否かにかかわらず、可及的速やかに同省に対して、当該支障等の内容、復旧までの目途等所要の報告を行うものとする。

7 情報発信者である都道府県にあっては、サービス提供ツールを市町村に利用させるに

当たって別紙 4 Lアラート サービス提供ツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務」に定める責務を負うものとする。

(情報発信者の権限)

第 35 条 情報発信者が Lアラートから受信した災害等公共情報（当該情報発信者が Lアラートに発信した情報を除く。）を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報発信者は情報伝達者としての利用申込書を総務省に提出しなければならない。この場合において、同省は当該利用申込みに対して第 13 条の規定による利用資格審査を経ずに承諾するものとし、当該情報発信者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受ける。

(情報仲介者の責務)

第 36 条 情報仲介者は、情報発信者と Lアラート間の情報連携に責任を負うものとする。

- 2 情報仲介者は、本サービスの利用に関し、総務省からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務を有する。
- 3 情報仲介者は、Lアラートとのシステム連携に支障が生じた場合は、直ちにその復旧に努めるとともに、総務省からの求めがあったか否かにかかわらず、同省に対しては速やかに状況及び復旧までの目途等の報告を行うものとする。
- 4 情報仲介者は、本サービスに係る発信訓練や啓発活動に協力するものとする。

(情報仲介者の権限)

第 37 条 情報仲介者が Lアラートから受信した災害等公共情報を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報仲介者は情報伝達者としての利用申込書を総務省に提出しなければならない。この場合において、同省は当該利用申込みに対して第 13 条の規定による利用資格審査を経ずに承諾するものとし、当該情報仲介者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受ける。

(情報伝達者の責務)

第 38 条 情報伝達者は、基本要綱第 4 条第 1 号及び同条第 2 号の原則に十分留意するとともに、本サービスにおいて受信した情報を地域住民に伝えるに際しては、その社会的役割の重要性を常に認識し、その内容を損なわず正確かつ適切に伝達することに責任を負うものとする。

- 2 情報伝達者は、本サービスの利用に関し、総務省からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務を有する。
- 3 情報伝達者は、基本要綱第 14 条の規定を十分留意し、Lアラートから受信した情報を地域住民へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとする。ただし、当

該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価については、この限りでない。

- 4 情報伝達者は、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を適時かつ適切な方法により伝達するとともに、地域住民の視点に立って過剰な伝達とならないよう配慮するものとする。
- 5 情報伝達者は、Ｌアラートから受信した災害等公共情報が適切でないことを認識した場合、自らが伝達した情報の修正を行うものとする。
- 6 情報伝達者のうち、一般情報伝達者は、毎年度末に総務省の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で同省に報告し、同省の確認を得るものとする。
- 7 情報伝達者は、その利用者設備の運営に重大な支障等が生じた結果、情報の伝達が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、総務省からの求めがあったか否かにかかわらず、可及的速やかに同省に対して、当該支障等の内容、復旧までの目途等所要の報告を行うものとする。
- 8 情報伝達者は情報の伝達が当該者の責任によって行われていることを地域住民に分かるように表示しなければならない。

（情報伝達者の権限）

第 39 条 情報伝達者は、基本要綱第 13 条の規定に従い、本サービスにおいて情報伝達者自身の判断に基づいて伝達すべき情報を選択及び編集し、情報の形式を変換して、地域住民に伝達することができる。

（公共利用者の責務）

第 40 条 公共利用者は、本サービスの利用に関し、総務省からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務を有する。

- 2 公共利用者（官公庁を除く。）は、毎年度末に総務省の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で同省に報告し、同省の確認を得るものとする。
- 3 官公庁である公共利用者は、毎年度末に総務省の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、同省との協議において決定した形式で同省に報告するものとする。

（公共利用者の権限）

第 41 条 公共利用者は、あらかじめ総務省が承認する範囲において、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を利用することができる。

- 2 公共利用者は、Ｌアラートに向けて一切の情報の発信を行うことはできない。

（協力事業者の責務）

第 42 条 協力事業者は、最新の技術仕様の習熟に努め、利用者設備の開発、販売又は提供に当たっては、当該技術仕様を踏まえて行うとともに、必要なサポート（技術仕様の変更があった場合には、合理的な期間内に合理的な対価で改修等を行うことを含む。）を継続的に行うものとする。

- 2 協力事業者は、基本要綱第 14 条の規定を十分留意し、情報伝達者からの委託を受けて、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を当該情報伝達者へ提供するに際しては、当該情報の提供の対価を受けないものとする。ただし、特定協力事業者及びＬアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者における当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価、及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価については、この限りでない。
- 3 協力事業者は、本サービスの利用に関し、総務省からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務を有する。
- 4 協力事業者は、サービス利用者、情報仲介者又は公共利用者に利用者設備を販売又は提供した場合（特定協力事業者においては、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を集約、編集する等して一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供した場合を含む。）に、遅滞なく総務省に提供先たるサービス利用者等の名称を報告するものとする。
- 5 特定協力事業者及びＬアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、総務省が定める「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を別途締結しなければならない。
- 6 協力事業者は、毎年度末に総務省の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で同省に報告し、同省の確認を得るものとする。
- 7 特定協力事業者及びＬアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、自らが他のサービス利用者、情報仲介者又は公共利用者に対して提供しているサービスについて、その利用又は運営に重大な支障等が生じた結果、サービス利用者が情報の発信又は伝達が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに、総務省からの求めがあったか否かにかかわらず、可及的速やかに同省に対して、当該支障等の内容、復旧までの目途等所要の報告を行うものとする。

（協力事業者の権限）

第 43 条 協力事業者は、利用者設備の開発、販売又は提供に必要なものとして、あらかじめ総務省が承諾する範囲において、次の各号に掲げる事項が可能となるものとする。

- (1) 総務省が提示する最新の技術仕様に関する情報等の閲覧及び利用
 - (2) 試験環境及びサンプルプログラムの利用
 - (3) サービス提供ツールの利用
- 2 特定協力事業者は、情報を提供する情報伝達者が地域住民に情報の伝達を開始することを条件として、本番環境を利用できる。

- 3 Lアラートへの接続サービスを提供する一般協力事業者は、情報発信者による情報の発信、情報伝達者による地域住民への情報の伝達、公共利用者による情報の利用、又は情報仲介者による情報発信者からの情報のLアラートへの仲介の開始を条件として、本番環境を利用できる。

(情報活用者の責務)

第44条 情報活用者は、防災・減災に寄与するよう、Lアラートから受信した災害等公共情報を地方公共団体、ライフライン事業者等の公的分野に属する団体に適時かつ適切な方法により提供するものとする。

- 2 情報活用者は、本サービスの利用に関し、総務省からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務を有する。

- 3 情報活用者は、毎年度末に総務省の求めに応じ、本サービスの利用状況及び活動状況について、書面で同省に報告し、同省の確認を得るものとする。

- 4 情報活用者は、Lアラートから受信した災害等公共情報（集約、編集する等して一定の付加価値を加えたものを含む。）をサービス利用者等でない第三者に提供するに当たり、事前に総務省に提供先の情報を提供し、あらかじめ同省の同意を得なければならない。

- 5 情報活用者は、基本要綱第14条の規定を十分留意し、Lアラートから受信した情報を第三者へ提供するに際しては、当該情報提供の対価を受けないものとする。ただし、当該情報の提供に用いる配信設備等の利用の対価及び主に他の情報を提供するのに付随して当該情報が一体のものとして提供される場合における全体としての対価については、この限りでない。

- 6 情報活用者が提供先に提供した災害等公共情報を当該提供先が他の第三者に提供することはできないものとし、当該情報活用者は当該提供先が他の第三者に当該情報を提供しないことにつき責任を負うものとする。

- 7 情報活用者は、第三者に提供するなどして自らが活用したLアラートの情報に関する問合せが生じた場合、まずは自らこれに対応しなければならない。

- 8 情報活用者は、Lアラートから受信した災害等公共情報をサービス利用者等でない第三者に対して提供するに当たり、これに関連する自らの取組等に重大な支障等が生じた結果、当該情報の提供が行えない場合においては、早急な復旧に努めるとともに総務省からの求めがあったか否かにかかわらず、可及的速やかに同省に対して、当該支障等の内容、復旧までの目途等所要の報告を行うものとする。

- 9 情報活用者は、Lアラートから受信した災害等公共情報が適切でないことを認識した場合、自らが提供した情報の修正を行うものとする。

- 10 情報活用者は情報の提供が当該者の責任によって行われていることを、サービス利用者等でない第三者に分かるように表示しなければならない。

(情報活用者の権限)

- 第 45 条 情報活用者は、あらかじめ総務省が承認する範囲において、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を選択及び編集し、情報の形式を変換してサービス利用者、情報仲介者、公共利用者及び情報活用者のいずれにも当たらない第三者に提供することができる。
- 2 前項及び第 2 条第 5 号の規定にかかわらず、情報活用者は、Ｌアラートの付加サービスのうち、防災気象情報を第三者に提供することはできない。

(購読情報の選択の自由)

- 第 46 条 全てのサービス利用者は、全ての情報発信者が発信する情報を購読者として選択し、及び受信する権利を有する。
- 2 本サービスにおいて付加サービスとして扱われる情報のうち全部又は一部の情報については、前項の規定にかかわらず情報発信者に起因する事由等により受信できる者を制限することがある。

(サービス利用者等の設備設定・維持)

- 第 47 条 サービス利用者等は、次の各号に掲げるもののうち、必要な設備を自己の責任によって設置し、その維持及び管理をするものとする。
- (1) Ｌアラートとの連携システム
 - (2) サービス提供ツール用ＰＣ
 - (3) インターネット接続用設備及び回線
 - (4) コモンズＶＰＮ接続用設備及び回線

(サービス利用者等による委託)

- 第 48 条 サービス利用者等は、本サービスの利用に関して必要となる業務の一部をその裁量により第三者に委託することができる。この場合において、当該サービス利用者等は、当該委託先に対し、第 49 条、第 51 条及び第 52 条に定めるもののほか当該委託業務の遂行において利用契約等に基づき当該サービス利用者等が負う義務と同等の義務を遵守させなければならない、これに一切の責任を負うものとする。
- 2 サービス利用者等は、当該委託先に対し、委託した業務の一部を別の第三者に再委託することを許諾することができる。この場合において、当該サービス利用者等は、再委託する業務の遂行について、利用契約等に基づき当該サービス利用者が負う義務と同等の義務を当該再委託先に遵守させる義務を、当該委託先に課さなければならない。
- 3 前項の規定は、同項に定める再委託後の委託についても準用する。

(禁止事項)

- 第 49 条 サービス利用者等は本サービスの利用に関して、次の各号に掲げる行為を行って

はならない。

- (1) 本サービスの運営を妨害する行為
 - (2) 他のサービス利用者等及びサービス利用者等でない第三者（以下この条及び第53条において「第三者」という。）の業務若しくはそれに類する作業を妨害する行為又は他のサービス利用者等及び第三者に不当な業務的負担を強いる行為
 - (3) 総務省、他のサービス利用者等又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 本サービスの内容や本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
 - (5) 本サービスの利用により受信した、他の情報発信者の発する情報を、第三者（サービス利用者等との間にアラートに関わるデータ処理等の業務契約を結ぶ事業者を除く。）に開示する行為（サービス利用者が地域住民に向けて情報を伝達する行為及び情報活用者が総務省の認める範囲で第三者に情報を提供する行為を除く。）
 - (6) 総務省が提供するプログラム等を改変し、又はリバースエンジニアリング等によってプログラムの構造を解析する等の行為
 - (7) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (8) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又は総務省、他のサービス利用者等若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (9) 総務省、他のサービス利用者等又は第三者（団体及び個人を問わない）を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (10) 法令に抵触する、又はそのおそれのある行為
 - (11) 他のサービス利用者等又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は伝送する行為
 - (13) 無断で総務省又は本サービスの利用を通じて知り得た他のサービス利用者等若しくは第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為又は嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (14) 本サービス用設備等又は他のサービス利用者等及び第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (15) 第51条に違反する行為
 - (16) サービス利用者等が遂行すべき業務の全部を委託する行為
 - (17) その行為が前各号に掲げる行為のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
 - (18) その他総務省が本サービスの趣旨・目的に反すると判断する行為
- 2 サービス利用者等は、前項各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、これを直ちに総務省に通知しなければならない。

- 3 総務省は、本サービスの利用に関して、サービス利用者等の行為が第1項各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為であること又はサービス利用者等の提供した情報が当該行為に関連する情報であることを知った場合、事前にサービス利用者等に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止できるものとする。ただし、同省は、サービス利用者等の行為又はサービス利用者等が発信若しくは伝達する（サービス利用者等の行為とみなされる場合も含む。）情報を監視する義務を負うものではない。

（防災分野全体でのデータ活用の促進）

第50条 総務省は、基本要綱第2条に掲げるLアラートの目的に照らし、災害対応機関間で流通しているデータの防災分野全体での活用を促進するため、防災分野のデータ流通に資する活動を行っている国の災害対応機関等に、Lアラートの災害等公共情報を提供して利用させることができる。

- 2 前項の規定による提供を行う場合、総務省は、当該第三者に対し、災害等公共情報の利用について、サービス規約とは別に規約を定め、当該規約に基づいた提供を実施する。この場合において、総務省は、当該第三者に対し、当該規約の内容を遵守させなければならない。

第7章 秘密情報等の取り扱い

（秘密情報の取り扱い）

第51条 サービス利用者等及び総務省は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報であって、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた情報及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- （1） 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- （2） 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3） 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- （4） 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- （5） この条の規定による指定、範囲の特定又は秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

- 2 前項の定めにかかわらず、別紙2「Lアラートサービスにおける秘密情報」において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなす。

- 3 前2項の定めにかかわらず、サービス利用者等及び総務省は、秘密情報のうち法令の定

めに基づき開示しなければならない情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく不開示情報を除く。）又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとする。この場合において、当事者となるサービス利用者等及び同省は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は、開示後速やかにこれを行うものとする。

- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上合理的に必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下この条において「資料等」という。）を複製又は改変（以下この項において「複製等」という。）することができるものとする。この場合において、当事者であるサービス利用者等及び総務省は、当該複製等された秘密情報についても、この条に定める秘密情報として取り扱うものとし、本サービスの遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、総務省が必要と認めた場合には、第 26 条の規定に基づく委託先に対して、当該委託のために必要な範囲で、当事者であるサービス利用者等から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。この場合において、同省は当該委託先に対して、この条に基づき同省が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。
- 7 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（第 5 項の規定により複製等した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとする。
- 8 この条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。
- 9 サービス利用者等は、第 48 条の規定に基づき第三者に業務を委託する場合、当該委託先に前各項の内容を遵守させるとともに、当該委託先がこれを遵守することにつき一切の責任を負うものとする。

（個人情報の取り扱い）

第 52 条 サービス利用者等及び総務省は、本サービスの遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏えいしないものとするとともに、個人情報に関して同法その他の法令等に基づき適切に取り扱わなければならない。

- 2 総務省は、サービス利用者等に対して、本サービスにおけるサービス利用者間相互の連

携を促進することを目的として、各々のサービス利用者等の利用責任者の氏名及び連絡先（所属部署、電話番号及びメールアドレスをいう。）を提供することができる。ただし、総務省は、当該提供をしようとする場合、あらかじめ当該利用責任者に対し書面による承諾を得るものとする。

- 3 個人情報の取り扱いについては、前条第4項から第7項までの規定を準用する。ただし、個人情報保護法その他の法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 この条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

第8章 損害賠償等

（自己責任の原則）

第53条 サービス利用者等は、本サービスの利用に伴い、他のサービス利用者等及び第三者に対して損害を与えた場合又はクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理し、及び解決するものとする。サービス利用者等が本サービスの利用に伴い、他のサービス利用者等及び第三者から損害を被った場合又はクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。

- 2 本サービスを利用してサービス利用者等が発信又は受信する情報の内容については、当該サービス利用者等の責任で提供されるものであり、総務省はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
- 3 サービス利用者等は、自らの責任と費用において利用者設備を設置するものとし、協力事業者から利用者設備の提供を受ける場合にも、自らの責任と費用において利用者設備を選定し利用するものとする。なお、総務省は、利用者設備に関してサービス利用者等又は第三者が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとする。
- 4 総務省は、サービス利用者等が本サービスを利用することにより、当該サービス利用者等と他のサービス利用者等又は第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。
- 5 総務省は、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第54条 サービス利用者等が利用契約等に違反した行為又は不正若しくは違法な行為によって総務省に損害を与えた場合には、サービス利用者等は、同省に対して、当該損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 このサービス規約は、令和8年12月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、令和8年11月30日時点において、一般財団法人マルチメディア振興センターによる「Lアラートの新たな活用に関するトライアル実施要領」に基づきトライアル参加者となっている者が、本サービス提供開始前に、情報活用者もしくは公共利用者として、総務省所定の利用申込書を同省に提出し、同省がこれに対し承諾の通知を発信した場合、令和8年12月1日に、当該者は新たに同省と利用契約を締結するものとする（一般財団法人マルチメディア振興センター又は同省との間に特別の定め、合意等がある場合は除く。）。

別紙 1

Lアラート サービス項目

1. 情報の受発信に関するサービス

情報の受発信に関するサービスについては、「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に定めるとおりとする。

2. その他の付加サービス

2. 1. コモンズソフトウェアの提供

コモンズソフトウェアの提供については、「Lアラートソフトウェアの利用に関する細則」に定めるとおりとする。

2. 2. 緊急速報メールの発信支援機能の提供

項目	説明
緊急速報メール 発信支援機能	・ 本機能は、第2条第30号で定義する「緊急速報メール」を地方公共団体がLアラートを利用して発信するために提供するものである。 ・ 本機能は、地方公共団体のみが利用できる。 ・ 地方公共団体が自ら運用する防災情報システム等から発信した緊急速報メールの情報を「Lアラート 取り扱う情報種別およびデータフォーマットに関する細則」表1に規定する情報種別「緊急速報メール情報」を使用してLアラートに発信する場合は該当しない。 ・ 利用に当たっては、地方公共団体と携帯電話事業者と緊急速報メールの利用に係る契約が締結されている必要がある。 ・ 全国センターのみで提供する。 ・ この場合における携帯電話事業者は「情報伝達者」に当たらない。

3. 取り扱う情報種別及びデータフォーマット

取り扱う情報種別及びデータフォーマットは「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に定めるとおりとする。

4. 留意事項

全国センターとバックアップセンターの双方で取り扱う情報については、情報発信者は全国センターとバックアップセンターの両方に対して発信するものとし、また、情報伝達者、特定協力事業者及び「協力事業者における連携システムの接続に関する契約」を締結

した一般協力事業者は全国センターとバックアップセンターの両方から情報を取得するものとする。

工事、障害等で全国センターが停止した場合、情報発信者が全国センターのみに発信する情報、総務省が全国センターのみで取得する情報及び同省が全国センターのみで提供する機能においてサービスの中断、情報の遅延及び欠落が発生する。

5. サービス費用の考え方

Ｌアラートでは、サービスは無料での提供を基本とする。

なお、利用者設備を本サービスに接続するための工事、試験、設定変更等に関する費用はサービス利用者等の負担とする。また、本接続に関し、総務省に費用が発生した場合、サービス利用者等は、同省に対し当該費用を支払うものとする。

別紙 2

Lアラートサービスにおける秘密情報

Lアラートサービスにおいて以下事項は、秘密情報として扱う。

1. 総務省が提供する全てのソフトウェアの仕様及びそれに類する情報、ソースコード
2. 総務省が提供するVPNの接続に関する情報
3. 本番環境のデータセンターの所在地
4. 本番環境及び試験環境の接続に関する情報

別紙 3

Lアラートサービス利用資格審査基準

Lアラートサービスでは、各サービス利用者等の各種別に対して以下の資格基準を設ける。

1. 情報発信者の資格審査基準

【基準 1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準 2】

災害等公共情報を保有すること

【基準 3】

当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報発信が可能な体制整備が行われていること

【基準 4】

災害等公共情報の発信の本番実施に向けた具体的な計画を有すること

＊情報発信者として想定される例

地方公共団体、ライフライン事業者（電気、水道、ガス、通信、公共交通機関）等

2. 特定情報伝達者の資格審査基準

【基準 1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準 2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準 3】

当該団体の主たる事業が放送、報道であること

＊特定情報伝達者として想定される例

放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関等

3. 一般情報伝達者の資格審査基準

【基準 1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準 2】

当該団体の主たる事業が放送、報道ではないものの、災害等公共情報を広く地域住民に伝達する手段を有すること

【基準 3】

災害等公共情報を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達を行えること

【基準 4】

当該団体の長の責任において利用申請がなされ、継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること

【基準 5】

災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること

【基準 6】

当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、それら事業の公共性、公益性が高まること及びLアラートの普及に貢献すると対面審査で認められること

＊一般情報伝達者として想定される例

ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者その他のインターネット付随サービスを提供する事業者等

4. 公共利用者の資格審査基準

【基準 1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準 2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準 3】

Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することにより、当該団体の事業又は業務の効率化等に資すると認められること

＊公共利用者として想定される例

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関、同条第 5 号に規定する指定公共機関等

5. 協力事業者の資格審査基準

【基準 1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準 2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準 3】

他のサービス利用者、情報仲介者又は公共利用者に対して、関連するシステムの開発、販売又は提供に関し実績があるもの、又は具体的な計画があるもの

【基準 4】

他のサービス利用者、情報仲介者又は公共利用者に対して、関連するシステム等の開発、販売又は提供するための技術的能力を有するもの

【基準 5】

Lアラートから受信した災害等公共情報を利用することにより、本サービスの普及に貢献すると認められること又は当該団体の事業、業務の公共性、公益性が高まることが認められること

【基準 6】

以下事項に同意すること

- (1) 最新の技術仕様の習熟に努め、総務省が開催する技術セミナーを継続的に受講すること
- (2) 最新の技術仕様を踏まえた設備の開発、販売又は提供を行うこと
- (3) 販売又は提供した設備のサポートを継続的に行うこと（技術仕様の変更があった場合には、合理的な期間内に合理的な対価において改修等を行うことを含むものとする。）
- (4) 基本要綱、サービス規約及びサービス利用に当たり必要となる手順等の一時説明を適切に実施すること
- (5) クラウド型サービス提供にあつては、サービス利用者が利用開始までに必要となる検査等について対応すること

＊協力事業者として想定される例

システム関連事業者、クラウドサービス事業者等

なお、以下基準を満たす事業者は、特定協力事業者として認定することとする

【基準 7】

情報発信者が発信する情報（災害等公共情報）を、自己の責任において集約、編集する等一定の付加価値を加え、情報伝達者に提供できること

【基準 8】

継続的な情報伝達が可能な体制整備が行われていること

【基準 9】

災害等公共情報の伝達に向けた具体的な計画を有すること

【基準 10】

当該団体が提供しようとするサービスが、Lアラートの情報を利用することにより、それらの事業の公共性、公益性が高まることが及びLアラートの普及に貢献すると対面審査で認められること

＊特定協力事業者として想定される例

放送事業者等

6. 情報活用者の資格審査基準

【基準 1】

原則として法人格を有する団体であること

【基準 2】

当該団体の長の責任において利用申請がなされていること

【基準 3】

災害等公共情報を第三者に提供する手段を有すること

【基準 4】

防災・減災に寄与するよう、災害等公共情報を地方公共団体、ライフライン事業者等の公的分野に属する団体に提供することを専らの目的とすること

【基準 5】

情報活用者として実施する事業内容及び当該事業のスケジュールに具体性があり、当該事業に継続性が認められること

【基準 6】

Lアラートから受信したデータを元データのまま 2 次利用するものではないこと

【基準 7】

同じ産業分類からの利用希望が多い場合、事業内容の具体性（基準 4）や継続性（基準 5）をはじめ、審査の結果が総合的に優位であると判断できること。ただし、基準 7 は基本要綱第 11 条第 1 号に該当する者には適用しない。

＊情報活用者として想定される例

既にサービス利用者として Lアラートへの利用登録がある者のうち、情報活用者となることを希望する申請を総務省に行ったもの又は防災・減災に寄与するよう、Lアラートから受信した災害等公共情報を地方公共団体、ライフライン事業者等の公的分野に属する団体に提供することを専らの目的とする者

別紙 4

Lアラート サービス提供ツールを市町村に使用させる場合における都道府県の責務

都道府県は、サービス提供ツールを市町村に使用させる場合、当該都道府県内でサービス提供ツール担当者を指名し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市町村におけるサービス提供ツールの運用の可否に関する事前的な評価の実施
- (2) サービス提供ツールの運用方針の決定及び総務省が提供する操作マニュアルを踏まえた市町村用運用マニュアルの作成
- (3) サービス提供ツールに関する市町村への説明及び市町村からの問合せへの対応
- (4) 市町村におけるサービス提供ツールのインストール、設定及びネットワークの環境整備に関する指導
- (5) サービス提供ツールを用いてLアラートへ情報発信又はLアラートから情報受信するための各種設定の一括管理
- (6) サービス提供ツールを使用させる場合の定期的な情報発信訓練の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市町村に対する必要な助言、指導その他の援助